

## 別記 1

### 令和 6 年度教育職員免許法認定講習特別支援学校教諭 1・2 種免許状 (知的障害者・肢体不自由者・病弱者) 取得課程開設要項

#### 1 目的

道内の公立学校に勤務する教員を対象に、資質の向上を図るために、教育職員免許法による「免許法認定講習」を開設し、免許状の取得に必要な単位を修得させることを目的とする。

#### 2 開設内容

##### (1) 指導大学

北海道教育大学及び名寄市立大学

##### (2) 講習日程及び会場

別表 1 のとおり (Zoom を用いた同時双方向型遠隔講習方式により実施)

##### (3) 開設科目及び単位数

###### ア 特別支援教育の基礎理論に関する科目

特別支援教育の基礎理論 1 単位

###### イ 特別支援教育領域に関する科目

・知的障害者の心理・生理・病理・教育課程・指導法 1 単位

・肢体不自由者の心理・生理・病理・教育課程・指導法 1 単位

・病弱者の心理・生理・病理・教育課程・指導法 1 単位

ウ 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 2 単位

※本課程における受講科目の選択にあたっては、別紙 1-1「北海道教育委員会教育職員免許法認定講習における科目履修等に係る Q&A」を参考にすること。

##### (4) 受講定員

400 人

##### (5) 受講対象

###### ア 特別支援学校教諭 2 種免許状の取得 (又は教育領域の追加) を希望する場合

次の (ア)、(イ) のいずれかに該当する者を受講対象とする。

(ア) 特別支援学校教諭免許状を有しない公立学校教員で、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員として 3 年以上の指導経験がある者 (若しくは指導経験が見込まれる者)

(イ) 既に所有している特別支援学校教諭 2 種免許状に、知的障害者、肢体不自由者、病弱者のいずれかの教育領域の追加を希望する公立学校教員で、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員として 1 年以上の指導経験がある者 (若しくは指導経験が見込まれる者)

###### イ 特別支援学校教諭 1 種免許状の取得を希望する場合

特別支援学校教諭免許状 2 種免許状 (知的障害者・肢体不自由者・病弱者のいずれかの教育の領域) を有している公立学校教員で、当該免許状取得後、特別支援学校において所有教育領域に係る 3 年以上の指導経験がある者 (若しくは指導経験が見込まれる者)

ウ 上記以外の公立学校教員については、受講定員の範囲内で受講を認める場合がある。

##### (6) 受講決定の優先順位

ア 本講習の開設目的は、上記「1 目的」に記載のとおり、小・中学校特別支援学級担当教員及

び特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状所有率を高めることにある。

このため、上記（5）受講対象の「ア 特別支援学校教諭2種免許状の取得（又は教育領域の追加）を希望する」申込者を、「イ 特別支援学校教諭1種免許状の取得を希望する」申込者に優先して決定する。

- イ 上記アを踏まえ、受講決定にあたっての優先順位については、次の（ア）から（カ）の順とする。優先順位が同じである場合には、既に必要単位の一部を修得済みの者を優先して決定する。
- （ア）特別支援学校の教員（任用期限が付されている者を除く。）のうち、特別支援学校教諭2種免許状の取得（又は教育領域の追加）を希望する者
  - （イ）現在、小学校、中学校、義務教育学校において特別支援学級を担任している教員や通級指導担当教員、特別支援教育コーディネーターに指名されている教員（いずれも任用期限が付されている者を除く。）であり、特別支援学校教諭2種免許状の取得（又は教育領域の追加）を希望する者
  - （ウ）小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の教員（任用期限が付されている者を除く。）のうち、特別支援学校教諭2種免許状の取得（又は教育領域の追加）を希望する者
  - （エ）小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員のうち、任用期限が付されている者で、特別支援学校教諭2種免許状の取得（又は教育領域の追加）を希望する者
  - （オ）上記（5）受講対象「イ 特別支援学校教諭1種免許状の取得を希望する場合」に該当する特別支援学校の教員
  - （カ）上記（5）受講対象「イ 特別支援学校教諭1種免許状の取得を希望する場合」に該当する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の教員

**※申込数が定員を超過する場合には、受講不可となる場合がある。**

### 3 単位の授与

単位は、当該単位の課程として定めた講義を受講後、レポート等による成績審査に合格した者に授与する。

### 4 受講料等

徴収しない。

ただし、インターネットへの接続及びZoomを用いた同時双方向型の遠隔による講習を受講するため、通信費・機器類等の実費が発生する場合は、受講者の負担とする（動画での双方向のインターネット通信に十分な容量または無制限などのインターネット環境を推奨。）。

### 5 受講者の申込み手続等

道立学校教員にあつては校長を経由し、市町村立学校教員にあつては市町村教育委員会で取りまとめのうえ、「令和6年度教育職員免許法認定講習申込書」（別記様式1-1）に、「令和6年度教育職員免許法認定講習課程別申込者一覧表」（道立学校においては別記様式2-1、市町村教育委員会においては別記様式3-1）を添えて、6月20日（木）までに当職あて電子メールにより提出すること。

**※期限を過ぎた申込みは、一切受け付けないので、留意すること。**

**※申込者から当職へ直接申込みがあつても、受け付けないので、留意すること。**

## 6 受講者の決定及び通知

教職員局教職員課長は、受講の可否を決定し、その結果を関係教育局長、関係道立学校長及び関係市町村教育委員会教育長に通知する。

なお、通知は7月上旬を予定している。

## 7 留意事項

- (1) この講習は教育職員免許法に基づく認定講習で、現在、文部科学省に認定申請中であること。
- (2) 日程、内容については、事情により変更となる場合があること。
- (3) テキスト代、教材費等の実費は受講者負担とすること。
- (4) 受講決定後、講習資料、事前・事後の連絡等については、直接、受講者個人の電子メールアドレスに対して送信するので、受講者は受信内容を随時確認する必要があること。
- (5) 受講に当たり、次の物を用意すること。
  - パソコン（スマートフォンやタブレットによる受講は原則不可。）
  - Webカメラ（パソコンに内蔵されている場合もあるため、事前に確認すること。）
  - マイク（パソコンに内蔵されている場合もあるため、事前に確認すること。）
  - スピーカー（パソコンに内蔵されている場合もあるため、事前に確認すること。）
- (6) この講習についての照会は、北海道教育庁教職員局教職員課人事制度・免許係「認定講習担当」（電話 011-204-5718）に行うこと。